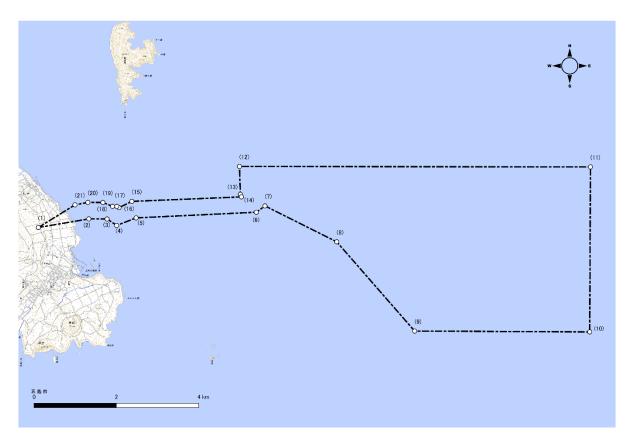
○長崎県五島市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の公告及び縦 覧について

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第八十九号)第八条第一項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したいので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

また、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、次のとおり縦 覧に供する。

> 令和元年 12 月 6 日 経済産業大臣 梶山 弘志 国土交通大臣 赤羽 一嘉

	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定をしようとする区域
長崎県	次に掲げる地点を順次結んだ線及び ⑴ に掲げる地点と 21 に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域(海
五島市沖	岸法(昭和三十一年法律第百一号)に規定する海岸保全区域(於鶴が浦海岸(昭和三十三年三月二十八日 長崎(
	県告示第百七十号))を除く。)。
	(1) 北緯三十二度四十分〇秒、東経百二十八度五十二分三十一秒の地点
	(2) 北緯三十二度四十分七秒、東経百二十八度五十三分十八秒の地点
	(3) 北緯三十二度四十分七秒、東経百二十八度五十三分三十五秒の地点
	(4) 北緯三十二度四十分二秒、東経百二十八度五十三分四十四秒の地点
	(5) 北緯三十二度四十分八秒、東経百二十八度五十四分二秒の地点
	(6) 北緯三十二度四十分十三秒、東経百二十八度五十五分五十四秒の地点
	(7) 北緯三十二度四十分十八秒、東経百二十八度五十六分二秒の地点
	(8) 北緯三十二度三十九分五十秒、東経百二十八度五十七分九秒の地点
	(9) 北緯三十二度三十八分四十秒、東経百二十八度五十八分二十二秒の地点
	(10) 北緯三十二度三十八分四十秒、東経百二十九度一分五秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分五十秒、東経百二十九度一分五秒の地点
	(12) 北緯三十二度四十分四十九秒、東経百二十八度五十五分三十八秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分二十七秒、東経百二十八度五十五分三十九秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分二十五秒、東経百二十八度五十五分四十秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分二十一秒、東経百二十八度五十三分五十八秒の地点
	(16) 北緯三十二度四十分十六秒、東経百二十八度五十三分四十六秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分十七秒、東経百二十八度五十三分四十四秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分十七秒、東経百二十八度五十三分四十秒の地点
	(1) 北緯三十二度四十分二十秒、東経百二十八度五十三分三十一秒の地点
	(20) 北緯三十二度四十分二十秒、東経百二十八度五十三分十七秒の地点
	(2) 北緯三十二度四十分十八秒、東経百二十八度五十三分五秒の地点
Ī	



- 二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の案の縦覧方法 イ インターネットの利用による方法
 - (1) 縦覧資料の掲載箇所

経済産業省ホームページ及び国土交通省ホームページ

(2) 縦覧期間

令和元年 12 月 6 日(金)から令和元年 12 月 20 日(金)まで

- ロ 書面の閲覧による方法
- (1) 縦覧場所

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 国土交通省港湾局海洋・環境課 長崎県産業労働部新産業創造課 長崎県五島振興局管理部総務課

(2) 縦覧期間

令和元年 12 月 6 日 (金) から令和元年 12 月 20 日 (金) まで (行政機関の休日に関する 法律 (昭和六十三年法律第九十一号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び国土交通省 港湾局海洋・環境課

9時30分から18時15分まで

長崎県産業労働部新産業創造課及び長崎県五島振興局管理部総務課

9時00分から17時45分まで

三 意見書の提出

一に記載する区域に係る利害関係者は、縦覧に供された指定の案について、以下の通り経済産業大臣及び国土交通大臣に意見書を提出することができる。

イ 提出方法及び提出先

(1) 郵送の場合

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1丁目3番地1号 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 宛てに二部郵送すること。

(2) 電子メールの場合

juran1@meti.go.jp (経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課) 宛てに送信すること。

口 提出期限

縦覧期間が終了する日までに必着

ハ 記載要領

- (1) 意見提出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する 者に該当する事実を記載すること。
- (2) 意見は、日本語により記載すること。